

町民の皆さん、町長の椎木でございます。

4月16日から5月6日までの間、全ての都道府県に「緊急事態宣言」が発令され、町民の皆様には不要不急の外出を控えるようお願いしているところですが、感染が急速に拡大している近隣県から、人の流入の増加が懸念されています。

このことから、山口県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、遊興施設、遊技施設等の関係事業者の皆様に対し休業要請がされました。

本町においては、現在、感染者は発生しておりませんが、山口県内では、感染者が増加し、大変厳しい状況であり、爆発的な感染拡大を抑えられるかどうかの瀬戸際が続いています。

町民の皆様には、常に緊張感を持った対応が大切であり、町民一人ひとりの行動が、自分を守り、大切な人を守ることに繋がります。感染拡大を防ぐため、改めて次の点について、ご理解ご協力をお願いいたします。

- ◎咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底し、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避ける行動をお願いします。
- ◎全ての都道府県への不要不急の往来や県外から本町への帰省や来訪は控えるようお願いします。
- ◎やむを得ない事情で県外から戻られた方につきましては、感染拡大防止の観点から、2週間は外出を控えていただくとともに、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センター(柳井健康福祉センター)に連絡されるようお願いします。
- ◎新型コロナウイルスの陽性となった方や感染が疑われる方の人権に配慮し、誤った情報は拡散しないようお願いします。

令和2年4月25日

周防大島町長

椎木 巧